

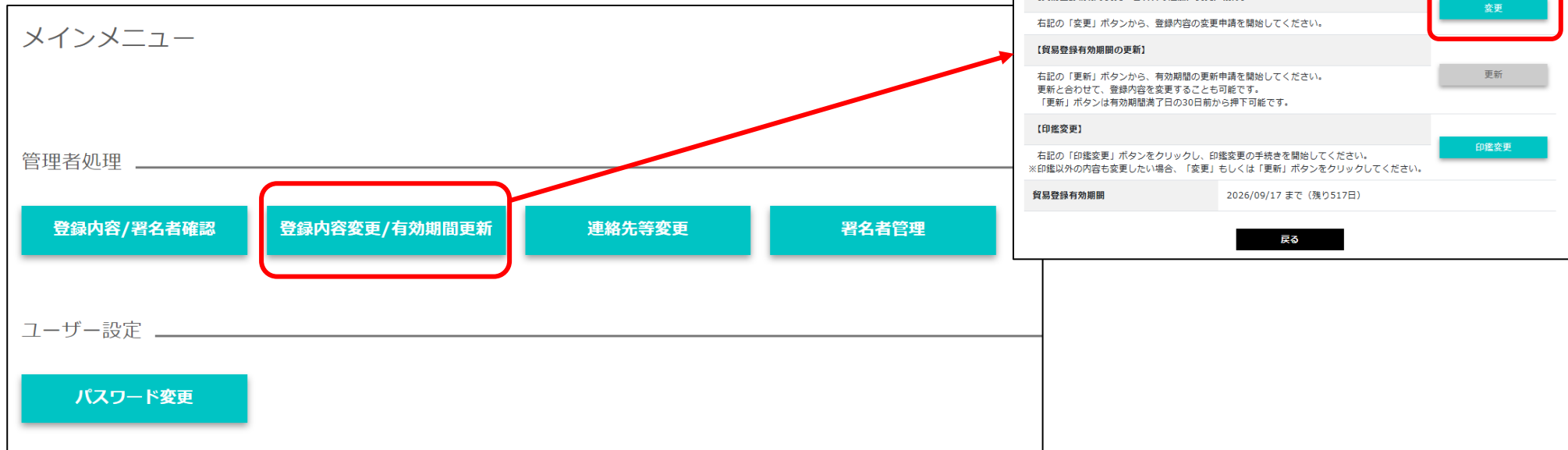
6. 登録内容の変更・更新



6. 登録内容の変更・更新

(1) 変更

貿易登録情報（社名や住所等の企業情報）の変更や、署名者の追加・変更・削除を行う場合は、管理者IDでログインして、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間更新」を選択し、表示される画面の変更ボタンをクリックします。



メインメニュー

管理者処理

登録内容/署名者確認 **登録内容変更/有効期間更新** 連絡先等変更 署名者管理

ユーザー設定

パスワード変更

【貿易登録情報の変更・署名者の追加/変更/削除】

右記の「変更」ボタンから、登録内容の変更申請を開始してください。

変更

【貿易登録有効期間の更新】

右記の「更新」ボタンから、有効期間の更新申請を開始してください。
更新と合わせて、登録内容を変更することも可能です。
「更新」ボタンは有効期間満了日の30日前から押下可能です。

更新

【印鑑変更】

右記の「印鑑変更」ボタンをクリックし、印鑑変更の手続きを開始してください。
※印鑑以外の内容も変更したい場合、「変更」もしくは「更新」ボタンをクリックしてください。

印鑑変更

貿易登録有効期間 2026/09/17 まで（残り517日）

戻る

【変更手続きを完了させるには、商工会議所への書類提出が必要です】

- ・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に変更届等の書類を提出し、商工会議所の手続きが完了した後に変更が反映されます。

6. 登録内容の変更・更新

※担当者連絡先は、システム内で変更可能です

担当者連絡先については、商工会議所に変更申請書を提出することなく、メインメニューの「連絡先等変更」からシステム内で変更することが可能です。

メインメニュー

管理者処理

登録内容/署名者確認

登録内容変更/有効期間更新

連絡先等変更

署名者管理

ユーザー設定

パスワード変更

貿易登録に関する連絡先等

連絡先住所（和文表記）	必須	郵便番号	100 - 0005	半角数字7桁
	必須	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番2号	
部課名（和文表記）		輸入課		
担当者氏名（和文表記）	必須	日原 花子		
担当者氏名（フリガナ）	必須	ニッショウ ハナコ		
電話番号	必須	03-1234-5679		
FAX番号		03-1234-5678		
メールアドレス	必須	test@jcci.or.jp		
URL（ホームページ）		https://www.jcci.or.jp/		

キャンセル

更新

更新をクリックして変更完了

6. 登録内容の変更・更新

(1) 変更①貿易登録内容の変更

- ・貿易登録内容の変更・更新画面が表示されますので、変更がある場合は直接修正します。
- ・修正完了後（署名者のみ変更したい場合は何もせず）、画面下の「署名者確認に進む」ボタンをクリックします。

貿易登録変更・更新 - 企業情報
 貿易登録の内容の確認を行います。必要に応じて、内容の修正を行ってください。

基本情報	
申請種別	変更
申請番号	888800000528 (2024/11/05 13:37更新)
登録種別	必須 申請者
業態区分	必須 法人・団体
法人番号	例: 1234567890123
法人番号公表サイト	

【入力データの途中保存】

※作成から60日間保存されます。

- ・「署名者確認に進む」をクリックすると、本画面の入力内容が途中保存されます。後日、途中保存されたデータから変更手続きを再開することができます。「署名者確認に進む」をクリックせずに別画面に移動したりログアウトしたりすると、入力（変更）内容が反映されませんのでご注意ください。
- ・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。

その他の事項

払込資本金	100 万円	従業員数	1,000,000 人
設立年月日	19220401	古物許可証の有無	必須 <input type="radio"/> 有り <input checked="" type="radio"/> 無し
業種	卸売業	業種(その他)	
主要取扱品	一般機械	主要取扱品(その他)	
貿易取引額 (輸出)	100 百万円	貿易取引額 (輸入)	100 百万円

メインメニューに戻る
申請キャンセル
「署名者確認」に進む

6. 登録内容の変更・更新

(1) 変更②署名者の追加・変更・削除

・署名者の追加・修正・削除がある場合は一覧から操作します。

追加、変更、削除を行うと「申請区分」の欄に反映されます。



ユーザー番号	氏名(和文)	氏名(英文)	役職(英文)	E-mail	申請区分	操作
00001	日商 一郎	Ichiro Nissho		@jcci.or.jp	変更	修正 削除
00002	日商 次郎	Jiro Nissho		@jcci.or.jp	削除	修正 取消

手続きの内容(追加・修正・削除)	システム操作方法	申請区分
署名者の追加	「署名者追加」ボタンをクリックして入力	追加
署名者の登録内容変更(役職、E-Mailのみ変更可)	「修正」ボタンをクリックし、登録内容を修正	変更
ユーザーIDの停止 ※担当者の異動や氏名変更の場合に、登録済IDを使えないようにする	「削除」ボタンをクリック	削除
ユーザーIDの継続(登録内容の変更なしの場合)	不要	空欄



氏名(和文)	テスト一郎
氏名(英文)	Ichiro Test
役職1(英文)	president
役職2(英文)	例: Director
役職3(英文)	例: CEO
E-mail	必須 taro.nissho@jcci.or.jp
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="更新"/>	

【入力データの途中保存】
更新ボタンをクリックするタイミングで、作業中のデータが途中保存されます。

※他者へのID引継ぎ(使い回し)はできません。氏名を変更する場合は、登録済のユーザーIDを停止したうえで、署名者の追加を行ってください。

⇒手続き完了後(手続き不要なら何もせず)、「必要書類の印刷」に進むをクリックします

6. 登録内容の変更・更新

(1) 変更③変更申請書等の印刷・提出

貿易登録番号 8888000004

貿易登録申請必要書類

変更申請書印刷

誓約書印刷

業態内容届印刷

署名届印刷

○今後の手続き

- ・上記書類を印刷して、登録先の商工会議所にご提出ください。
- ・上記書類以外に、変更内容によって履歴事項全部証明書、印鑑証明等の各種典拠資料等が必要になる場合がございます。必ず、事前に各地商工会議所にご確認ください。

企業情報を修正する

署名者を修正する

メインメニューに戻る

- ・変更申請書、業態内容届、署名届を印刷します。
 ※業態内容届と署名届は追加、変更がある場合のみ印刷。
- ※登録種別（申請者／代行業者／申請者かつ代行業者）を変更する場合は誓約書も提出が必要になるので、印刷してください。
- ・署名者（ユーザー I D）の新規追加がある場合、署名届に肉筆サインが必要になります。
- ・印刷した書類のうち変更申請書に押印のうえ、登録先商工会議所に提出します。

【注意事項】

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や印鑑証明書等の各種典拠書類等が必要になる場合がございます。

6. 登録内容の変更・更新

(3) 印鑑変更

社印、代表者印の変更を行う場合は、管理者IDでログインして、メインメニューから「登録内容変更/有効期間更新」を選択します。

表示された画面内で「印鑑変更」を選択します。

メインメニュー

管理者処理

登録内容/署名者確認

登録内容変更/有効期間更新

連絡先等変更

署名者管理

ユーザー設定

パスワード変更

【貿易登録情報の変更・署名者の追加/変更/削除】

右記の「変更」ボタンから、登録内容の変更申請を開始してください。

[変更](#)

【貿易登録有効期間の更新】

右記の「更新」ボタンから、有効期間の更新申請を開始してください。
更新と合わせて、登録内容を変更することも可能です。
「更新」ボタンは有効期間満了日の30日前から押下可能です。

[更新](#)

【印鑑変更】

右記の「印鑑変更」ボタンをクリックし、印鑑変更の手続きを開始してください。
※印鑑以外の内容も変更したい場合、「変更」もしくは「更新」ボタンをクリックしてください。

印鑑変更

貿易登録有効期間 2026/09/17 まで (残り517日)

[戻る](#)

【変更手続きを完了させるには、商工会議所への書類提出が必要です】

- ・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に変更届等の書類を提出し、商工会議所の手続きが完了した後に変更が反映されます。

6. 登録内容の変更・更新

申請者
管理者 I D

(3) 印鑑変更

- ・青色の枠がついている「変更申請書印刷」ボタンを押下し、印刷します。
- ・印刷した書類の社印、代表者印に押印のうえ、登録先商工会議所に提出します。

貿易登録番号	8888000094
--------	------------

貿易登録申請必要書類

[変更申請書印刷](#)

○今後の手続き

- ・上記で青色の枠がついている書類を全て印刷して、登録先の商工会議所にご提出ください。
- ・上記書類以外に、変更内容によって履歴事項全部証明書、印鑑証明等の各種典拠資料等が必要になる場合がございます。必ず、事前に各地商工会議所にご確認ください。

[メインメニューに戻る](#)